

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会・運営要領

平成 31 年 2 月 13 日
研 究 会 決 定

1. 座長は、議長として研究会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 研究会は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
4. 議事要旨及び研究会での配布資料は、原則として、研究会終了後速やかに公表する。
5. 座長は、必要に応じ、適當と認める有識者等を参考人として招致することができる。
6. この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

以 上